第10章 準備書に対する意見、見解等

第10章 準備書に対する意見、見解等

10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

10.1.1 説明会の開催状況

説明会は表 10.1-1 に示す日時で計 2回開催しました。

表 10.1-1 準備書説明会の開催結果

口	開催日時	会場	参加人数
第1回	令和4年12月2日(金) 19:00~20:30	神奈川中小企業センタービル	35 名
第2回	令和4年12月3日(土) 10:00~11:30	13 階 第 2 会議室 (横浜市中区尾上町 5-80)	34 名
	合計	69名	

10.1.2 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

説明会の各開催日における質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 10.1-2、表 10.1-3 に示すとおりです。整理にあたっては、発言順ではなく、項目別としています。

表 10.1-2(1) 準備書説明会(第1回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	施設計画	B-1 地区の計画で眺望が台無しになります。横浜北仲ノットの46階からの眺望は、検討すると書いてありますが、それは高さを低くすることも含めて検討するということでしょうか。今回の計画施設の中に、展望室などを作るのでしょうか。	現状の計画の中で、建物高さを低く することは想定していません。 現在の計画に、展望室を作る計画は ありません。
事業計画	歩行者動線	歩行者デッキは 2 階がメインエントランスなので設置することは理解できますが、1 階に横断歩道は設置するのでしょうか。交通量が増加すると予想されますが、横断者も増えると考えられます。信号までは不要と思いますが、横断歩道が必要と考えられます。今後の計画で検討してください。 横浜北仲ノットの歩行者デッキに上がるには一人用のエスカレーターしかないこと、横浜北仲ノット北側には歩行者デッキに上がる階段等はないこと、新しく	前面道路に横断歩道の計画予定はありません。警察等との協議の中で見通しが悪いこともあり、横断歩道の設置は難しいと考えられます。歩車分離の考えのもと、地上部分は自動車等歩行者以外、2階部分は歩行者と明確に分けて計画しています。 道路の計画は事業者の範囲を超えることもあり、警察等との協議の中でご意見のあったことを伝えていきます。
		できる歩行者デッキに屋根がないのであれば、雨の日などはその下を横断する人が増えると思います。今一度、横断歩道の設置について検討してください。	

表 10.1-2(2) 準備書説明会(第1回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	歩行者動線	A-4 地区(横浜北仲ノット)の 2 階デッキや市役所へのデッキは、現在ほとんど使われていません。2 階部分の歩行者デッキは何のために作るのでしょうか。デッキは、事業者が作っているのでしょうか、横浜市が作っているのでしょうか。	歩行者デッキは、北仲通北地区の 街づくり方針に基づいた歩行者ネットワーク形成のため、計画されているものです。横浜市役所から A-1・2、A-4、B-1 地区を繋ぎ、B-1 地区の計画建築物を抜けて運河側に繋がっていく計画になっています。 今回整備する歩行者デッキについては、横浜北仲ノット (A-4 地区)と繋げることが地区計画で定められており、地区計画に則り、事業者にて整備します。
環境影響評価	安全	災害時の避難場所としているとのことですが、障害者向けのトイレの有無や数量、 広さが確保できているでしょうか。	現在はまだ具体的な内容は決まっていないため、いただいたご意見を踏まえ、計画を進めていきます。
環境影響評価	地域社会	道路交通についても、安全について十分に検討する必要があります。 横断が危険であるならば、柵を作るなど、横断できないようにするべきです。既存の柵は撤去しないという認識でよいでしょうか。 新しい建物の住民は、皆さん馬車道駅に向かうし、スーパーマーケットにも行きますが、道路を横断する直線が一番近い。安全のために柵を作り、横断歩道がなく迂回しなければならないというのは、B-1 地区にこれから住む住民からすればはた迷惑であり、道路を横断するのではないでしょうか。	計画地の前面道路は現状で既に横断できないように横断防止柵がありますが、横断してしまう人もいるため、今後の安全性の確保は警察等とも協議を図っていきます。現状ある横断防止柵を外す計画にはなっていません。 A-4 地区と B-1 地区を渡る際には、地上横断する事なく、2 階歩行者デッキを利用することを、B-1 地区居住者及び就労者に伝えることとします。地上階で歩行者の横断が出できないよう対策を引き続き検討してまいります。

表 10.1-2(3) 準備書説明会(第1回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	目	質疑、意見の概要	事業者の説明
-78		, , , , , , <u>, , , , , , , , , , , , , </u>	
環境影響評価	景観	景観について、横浜北仲ノット 46 階の展望台は一般の人が利用でき、周りが展望できるように作ったものであるのに、なぜそれより高い建物を作るのでしょうか。アパホテルは 150m を超えていないのに、なぜ今回の計画では超えているのでしょうか。	横浜北仲ノット 46 階からの眺望については、内陸と港を眺望するとと て、建物高さ 150m 以上のところに整備することが地区計画に規定されています。本事業によって、新港ふその他の内陸部及び山下公園や横浜ででした。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		屋上になぜ 12m の構造物が必要なのでしょうか。	横浜北仲ノット 46 階からの眺望の 変化の程度と合わせて見解書で屋上 の構造物の必要性を回答**2 させてい
			ただきたいと思います。
その他	その他	横浜市は街づくりを官民一体となって進めているはずですが、この計画には住民が参画しておらず、事業者が独断で進めています。海岸通りビル計画などは、計画段階でディスカッションがありました。今回の計画も水際線に出られるとよいなど、意見を言いたかったので、全体にわたり、改めて意見書で意見を述べたいと思います。 横浜北仲ノットの建設の際にも、展望室を設ける重要性を含めて検討したはずです。46階からの眺望について、個別の影響ということより、市民の財産としての眺望が阻害されるので、街づくり全体としていくりと検討すべきと考えます。	貴重な意見をありがとうございます。

※1 表 10.2-2(3) (p.10-9) を参照

※2 表 10.2-2(2) (p.10-8) を参照

表 10.1-3(1) 準備書説明会(第2回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	施工計画	工事期間が長いので、工事用車両のルートがどこなのか、市長意見にもあった待機車両防止対策、工事時間が心配です。また、土日の工事は行うのでしょうか。	工事用車両のルートについては、 市役所前の交差点から市道新港第93 号線に入り、計画地に左折 IN/OUT し た後、万国橋通りを左折しかできな いため、北に向かうルートの一択に なっています。市役所前に来るまで には、横浜駅側と、本牧側の各方向か ら来る想定をしています。 工事時間は、8 時から 18 時です。 日曜日は工事を行いませんが、土曜 日は行う予定です。
		杭工事はないのでしょうか。 プロムナードは工事中に通行可能でしょうか。	杭工事は行います。杭工事は、場所 打ちではなく既成杭の工事を想定し ています。 原則として既存の通路は原則通行 可能にしていきますが、工事の内容 により、通行できない期間が発生す
		マンションの設置によって、住民数がど	ることがあります。 住戸数は約700戸と計画していま
事業計画	その他	のくらい増えるのでしょうか。 居住人数がどのくらい増えるのでしょうか。 北仲通北第一公園、北仲通北第二公園、 及び北仲通北第三公園は貴重な公園・空間	世戸数は約700戸と計画していますが、住宅プランは検討中なので、居住者の想定人数については未定です。 隣接の北仲通北第二公園との関係については、連続性を持ったものと
		であり、方法書説明会や(方法書に対する) 意見書でも意見を述べました。 その意見に対してはどのような協議が されたのでしょうか。 そのような貴重な空間をどのように考 えているか、改めて伺います。	することで、横浜市と協議を行っています。北仲通北第二公園の所有は横浜市でありますが、今のご意見を踏まえて、公園を皆様がよりよくお使いいただけるよう市とも連携を取って、協議をしていきます。
		中土木事務所で北仲通北第二公園とB-1 地区との連続性等に関して何か進展があったのかを聞いたところ、知らないとの回答でありました。何処と協議をしているのでしょうか。	関係機関との協議は順次行ってまいります。北仲通北第二公園との関係については、横浜市からもご意見をいただいていますので、今日いただいたご意見については、今後の協議の中で連携を取っていきます。
		北仲通北第二公園は少し広くなっていて、皆さんが遊べる場所です。自分も土日はラジオ体操をやっていて、盆踊りもやっています。そこに壁のようなものができるのはいかがなものかと思います。もう少し考えてもらう余地があればお願いします。	盆踊りは拝見して、北仲通北第二 公園の使われ方を体感させていただ きました。そのような中で、B-1 地区 の計画と公園を有効的に使えるよう に関係機関と協議を行いながら、計 画していきます。

表 10.1-3(2) 準備書説明会(第2回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	[目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	その他	北仲通北第二公園との関係は一体化するようになると理解しましたが、一回打ち合わせの場を持っていただく方がよいのではないでしょうか。今のままではまだ少しイメージがつかめないため、困惑しています。日影の影響を受けることは間違いないので、その分、御社の方でどのようにトレードオフするのか、負担するのかなどについて打ち合わせを希望します。	事業者としても、北仲通北第二公園 については横浜市との協議になるため、すぐに回答はできませんが、その ようなご意見があることを報告させ ていただきます。
環境影響評価	電波障害	電波障害の詳しい調査方法と障害の内容について説明をしてください。 何かしらの障害があり、相談すれば調査に来るという理解でよいでしょうか。	準備書に示した電波障害は、東京スカイツリーからの遮へい障害の予想範囲です。その範囲で、電波受信状況を測定車で調査を行いました。その障害範囲が決まります。最近の電波障害の発生状況を見ますと、デジタル放送になってからは、あまり障害は発生しないと予想しています。なかでも、その場所の受信状況によっては障害が発生する可能性がある範囲としています。 建築後に障害の発生をお知らせいただければ、確認をさせていただく予定です。
環境影響評価	日 影	日影の予測で、北仲通北第二公園との 関係はどのような考えでいるでしょう か。	本事業による計画建築物から発生する冬至日の日影は、北仲通北第二公園の北側に午前中に2~4時間かかりますが、南側には日影はかかりません。日影についてもなるべく軽減をするように、高層棟の配置等対策を講じていますが、現在の計画ができる限りの対策であることをご理解いただきたいと思います。
環境影響評価	風害	風のシミュレーションについて、風速 はどのような条件で行っているのでし ょうか。 風速は、平均風速でしょうか。 台風や特異な条件を考慮しているの でしょうか。	風洞実験の風速については、過去 10年間の横浜気象台のデータを整理 して、風向や風速の出現頻度の条件を 決めています。 風速の出現頻度は、日最大瞬間風速 を調べています。また、台風を設定し ての実験ではありませんが、過去 10 年間の風速出現頻度には、台風も含ま れていると考えられます。

表 10.1-3(3) 準備書説明会(第2回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項	目	質疑、意見の概要	事業者の説明
環境影響評価	風害	デッキの部分に防風用に壁をつけるとの説明がありましたが、ない方がすっきりするのではないでしょうか。 風害の評価についてランク外というのがケース2と3に出るということは、北仲橋の付近で強い風が出てしまうことになります。その理解で正しいでしょうか。その際の対策をどのように考えているのでしょうか。	デッキにつける防風フェンスは、現状の横浜北仲ノット 2 階デッキに設置するのではなく、新たに設置するを設置する計画で、現在の A-4 地区の最大のを設置する計画で、現在の A-4 地区のはならのを想定しています。 ランク外の定義は、ご理解のとおりです。現況のケース 1 と B-1 地区を除外したケース 4 を比較すると、周辺の開発が進むことで北仲橋では強風の出現頻度が高くなり、ランク 3 ですが、本事業を加えるといります。最大瞬間風速 10m/s を超えるります。最大瞬間風速 10m/s を超えるります。最大瞬間風速 10m/s を超えるります。よいが、本事業を加えると、約35%を占める範囲までが、カコですが、本事業を加えると、約37%とわずかな増加で、ランク外となりました。これは、街全体の課題となり、B-1 地区の事業では具体的な対策はない状況となっています。
環境影響評価	景観	景観の評価は、大桟橋からの眺望の変化の画像はあるのでしょうか。 富士山が隠れるのではないかと思いますが、施主としてどのように考えているのでしょうか。 コレットマーレの計画の際に、富士山への影響を考慮して建物の位置を少し調整したと聞いています。北仲通計画で富士山が見えなくなるのは仕方がないとは思うが、住民としては寂しいと思うことお伝えしておきます。	大桟橋からの予測も行っており、準備書には記載しています。 準備書に記載した予測地点からの 眺望については、基本的に景観構成要素は変わらず、景観に影響はないと評価しています。

10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 北仲通北地区 B-1 地区新築工事 環境影響評価準備書」に対し、9 通の意見書(延べ意見数 16 件)が提出されました。意見の内容と意見数は、表10.2-1 に示すとおりです。

意見の内容と事業者の見解は、表 10.2-2 に示すとおりです。なお、整理にあたっては、意見書は原則として原文を記載し、内容を可能な範囲で項目別に分類し、整理しています。

农10.21 心儿自077日已心儿奴			
意見	意見数		
事業計画	事業方針	1件	
	施設計画	5 件	
	歩行者動線	2 件	
環境影響評価	電波障害	1件	
	日影	1件	
	風害	1件	
	景観	1件	
	その他	1件	
その他	_	3 件	
2	計	16件(意見書9通)	

表 10.2-1 意見書の内容と意見数

表 10.2-2(1) 意見書の内容と事業者の見解

項	[目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針	水際線プロス・大学・について、来訪者の歩行・におりというでは、水の歩れとは、水面側と地上両、水の整備を含むは、水面側と地上両、水の整備を含むは、水面側と地上両、水の整備を含した、水面側と地上両のを含む、水のでである横面とも含めまで、水のでである横面とも含めまで、水のでである横面がである。 一次では、水面側と地上両、水路では、水面側の水面がであるが、水のでであるがでである。 一次では、水面側と地上両が、大道であるが、とのでであるが、大きである。 一次では、水面のが、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では	対象事業実施区域を含め、まちづく りの方針を定めた北仲通北「地区計画」 という。)は、平成19年10月に策定され、その後、東日本大震災以やの防災が市 で、全の後、東日本大震災以や、都市 生緊急整備地域をであり、都大震主なの。 大力にであり、都大事連っの指定でありでは、東日本できまれている。 生緊急を備地域をできまりでであり、本事進されている。 連に沿った護岸につい、期に、という。 連に沿った護岸につい、明に、地区、地区ででで、地区でででで、地区ででででででででででででで、地区でででででででで

表 10.2-2(2) 意見書の内容と事業者の見解

項	目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	横浜さい 250 地米により、 250 大大には 150 水の 250 大大には 150 水の 250 大大に 250	本事業の無数のm b 150m k 2 k 2 k 2 k 3 m 2
			岸湾から三浦半島にかけての眺望、及 び富士山や丹沢山地等、内陸部の眺望 については、現況と変わらずに、引き続 き眺望可能です。

項目 意見書の内容 事業者の見解

事業計画

①: B-1 地区に隣接するザ・タワー横 浜北仲には、北仲通北再開発等促進地 区地区計画の定め等により、46 階に展 望スペースがあり、一般第三者に無料 で開放されています。この展望スペー スは一周することができ、360度の景観 (みなとみらい、瑞穂ふ頭、新港ふ頭、 ベイブリッジ、大桟橋、山下公園、横浜 スタジアム、横浜市庁など)を楽しむこ とができます。マスコミやネットでも 取り上げられ、昼夜を問わず、多くの方 が訪れていて、横浜市の大切な観光ス ポットになっています。先日、近隣住民 を対象とした事業主の当該工事の説明 によると、B-1 地区に高層棟(建築物の 高さ150m、最高高さ162m)が建つと、展 望スペースから瑞穂ふ頭、新港ふ頭方 面の視界が遮られることが分かりまし た(準備書説明会資料スライド81)。



②:また、北仲通北再開発等促進地区 地区計画の定めに「建築物の高さが 150m を超える部分を有するものにあっ ては、その部分に日常一般に開放され た 880m² 以上の面積を有する空き地(非 青空)を整備したものであること」とあ るにも関わらず、事業主によれば当該 高層棟にはそのような展望スペースの 計画がない旨の説明がありました。し たがって、B-1 地区の工事計画は、北仲 通北再開発等促進地区地区計画の趣旨 を全く無視したものであります。当計 画を白紙に戻し、ザ・タワー横浜北仲の 展望スペースの眺望を損なわないよう に、高層棟の高さを低くすること、ある いはB-1地区内の建物の配置を見直し、 150m 以上の部分に空き地(展望スペー ス)を用意することなどが必要である と意見します。

①:横浜北仲ノットの展望室からの眺望については、新港ふ頭方向の眺望は遮へいされますが、主要な景観資源である横浜ベイブリッジ、山下公園、大桟橋の他、根岸湾から三浦半島にかけての眺望、及び富士山や丹沢山地等、内陸部の眺望については、現況と変わらずに引き続き眺望可能です。

②:地区計画では A-4 地区以外に展望室等の整備計画の規定はありません。横浜北仲ノットの展望室は、地区計画のうち、A-4 地区(横浜北仲ノット)の整備計画として、高さ 150m を超える範囲に、港及び内陸部を望むための空地を整備すると規定されています。

本事業は、地区計画で規定された建築物の配置及び高さに基づき事業を実施するものでありますが、高層棟の先端部分は、四隅の丸みを先が窄まるようなシルエットにする等、景観に対してできる限りの配慮を行っています。

表 10.2-2(4) 意見書の主な内容と事業者の見解

項目 意見書の内容 (1): B-1 地区に隣接するザ・タワー横 事 施 浜北仲には、北仲通北再開発等促進地 業 設 計 計 区地区計画の定め等により、46 階に展 画 画 望スペースがあり、一般第三者に無料 で開放されています。この展望スペー スは一周することができ、360度の景観 (みなとみらい、瑞穂ふ頭、新港ふ頭、 ベイブリッジ、大桟橋、山下公園、横浜 スタジアム、横浜市庁など)を楽しむこ とができます。マスコミやネットでも

ポットになっています。先日、近隣住民を対象とした事業主の当該工事の説明によると、B-1 地区に高層棟(建築物の高さ 150m、最高高さ 162m)が建つと、展望スペースから瑞穂ふ頭、新港ふ頭方面の視界が遮られることが分かりました(準備書説明会資料スライド 81)。

取り上げられ、昼夜を問わず、多くの方

が訪れていて、横浜市の大切な観光ス



②:また、北仲通北再開発等促進地区 地区計画の定めに「建築物の高さが 150m を超える部分を有するものにあっ ては、その部分に日常一般に開放され た 880m²以上の面積を有する空き地(非 青空)を整備したものであること」とあ るにも関わらず、事業主によれば当該 高層棟にはそのような展望スペースの 計画がない旨の説明がありました。し たがって、B-1 地区の工事計画は、北仲 通北再開発等促進地区地区計画の趣旨 を全く無視したものであります。当計 画を白紙に戻し、ザ・タワー横浜北仲の 展望スペースの眺望を損なわないよう に、高層棟の高さを低くすること、ある いは B-1 地区内の建物の配置を見直し、 150m 以上の部分に空き地(展望スペー ス)を用意することなどが必要である と意見します。

③:また、A1,A2地区の高層建物の高さ住宅部分150m、最高高さは約160mで、同様の問題が指摘されます。

事業者の見解

①:横浜北仲ノットの展望室からの眺望については、新港ふ頭方向の眺望は遮へいされますが、主要な景観資源である横浜ベイブリッジ、山下公園、大桟橋の他、根岸湾から三浦半島にかけての眺望、及び富士山や丹沢山地等、内陸部の眺望については、現況と変わらずに引き続き眺望可能です。

②:地区計画では A-4 地区以外に展望室等の整備計画の規定はありません。横浜北仲ノットの展望室は、地区計画のうち、A-4 地区(横浜北仲ノット)の整備計画として、高さ 150m を超える範囲に、港及び内陸部を望むための空地を整備すると規定されています。

本事業は、地区計画で規定された建築物の配置及び高さに基づき事業を実施するものでありますが、高層棟の先端部分は、四隅の丸みを先が窄まるようなシルエットにする等、景観に対してできる限りの配慮を行っています。

③: A-1・2 地区については、既に環境影響評価の手続きが終了し、また事業者が異なるため、見解を記載することはできません。

表 10. 2-2(5) 意見書の内容と事業者の見解

項	目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	歩行者動線	B-1 地区から馬車道、A-4 地区合産には、A-4 地区合産には、A-4 地区合産のがよれば、A-4 地区合産のがよれば、A-4 地区合産のがはなどの間を放けるによりでするによりでするにはのがではないのでではないのででである。とれば、B-1 地区のがでででである。というではは、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区の通過によりには、B-1 地区のがででのれまりには、B-1 は、B-1	歩行者でいては、「区連道路である」という。 地区画道路を表示していては、「区では、「区では、「区ででは、」ででは、「をを整備方針では、「をを変えたが規定では、」では、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままが、まままが

表 10.2-2(6) 意見書の内容と事業者の見解

項目		意見書の内容	事業者の見解	
環境影響評価	電波障害	1. 当方居住地は約30年前に整備版売された10軒の住宅エリチです。ランドラにといるではです。ランドラにといるではでです。ランドラにといるでは、10年で	準備といいで、のを業していいて、のを業をしていいて、のを業していいいで、のののののののののののののののののののののののののののののののののの	
	1		おります。	

表 10.2-2(7) 意見書の内容と事業者の見解

項	目	意見書の内容	事業者の見解	
環境影響評価	風害	風害について 風害の予測・評価を風洞実験で、実施 している画像がありましたが、、実施 した実験では、振っの 風の大きをでは、大変を記される。 横流れるをできれるがいる。 一点では、地上部、運河上の水面と、地上部、地上部、地上部、地上部、地上部、地上部、地上部、地上部、地上でのがである。 一点でのでは、地上が、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では	予測に用いたのでは、 一では、2008」(年10月)の では、2008」(年10月)の では、2008」(年10月)の にガセとことではタとのおいま では、2008)(できな仲、氏にクこさできなる同年を では、2008)(できな仲、氏にクこさできなる同年を では、2008)(できな仲、氏にクこさできなる同年を できな仲、氏では、24m)を できな仲、氏では、24m)を できな仲、氏では、24m)を できな仲、たいの間では、20m/sがのでで でででで、24m)を でででででででは、24m)を ででででででは、25m/s 26m/s 26m	

表 10.2-2(8) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解	
環境影響評価	圧迫感はないという評価をしているが、図 6.14-4(1)について、シャレール海岸通よりも道路側に突出していかなり道路に近接しており、圧迫感があり、更に町並みを壊している。シャレール海岸通と建物のラインを合わせていただきたい。少なくとも高層棟の部分だけでもシャレール海岸通のラインよりも前に出ることがないようにしていただきたい。	本事業の建築物の配置とシャレール 海岸通の関係は図10.2-1に示すとおりです。本事業の高層棟については、シャレール海岸通の壁面位置より道路側には出ない計画です。 また、本事業では、景観の環境の保全のための措置として、市道新港第93号線沿いの街並みの変化や圧迫感の低減について、図10.2-2に示すように、周辺の既存建築物のれんが面高さに合わせ、街並みの連続性に配慮したデザインとする他、高さ方向にボリュームを分節し、また下層方向に前けて徐々に透かせた仕上げとする等、圧迫感の低減にも配慮しています。	

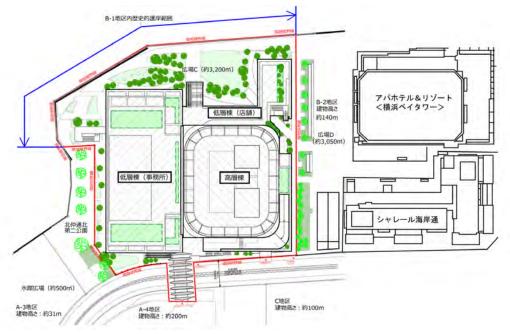


図 10.2-1 配置図



図 10.2-2 市道新港第 93 号線沿いの建物デザイン

表 10.2-2(9) 意見書の内容と事業者の見解

★ 10. 2-2 (9) - 息見書の内谷と争耒石の見解 				
項目	意見書の内容	事業者の見解		
環境影響評価	保全のための「措置」の内容が、措置の内容が、法果のための「措置」の内容が結果のまされたのかの結果のです。 ない内容では、ではいるでは、「努める・促体について、会・措置といった「からな数値を出て、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、でのでは、で	準備書に記載した予測及び評価の結果は、環境の保全のための措置を行うことを考慮した上で、安全側で、考え得る最大の影響が予測できるように条件を設定しています。 環境の保全のための措置の実施については、今後、計画の進捗にあわせて、取組を具体化していく所存です。工において、環境の保全のための措置の実施状況を確認していきます。 事後調査の結果、著しい環境影響が確認された場合には、さらなる環境で保全のための措置について検討をしてまいります。		
その他(市民参加のあり方)	環境影響評価準備書の概要及び説明会の対象が、環境影響を受けるれてますが、環境影響を受けれてとされてますが、より多くの「ヨコハマのまちづく、質して、関心のある方々」に対象を拡げて、質疑応で、事業者、市民、関心のある大々、「まちづくり」を話し合う機会を改めて、「ないでで、を話し合う機会を改めて、「ないでで、ででは、事業者、市民、その他の方々が集まり、共に「まちづくり」に向けて、動いております。このような事例を参照してください)	令和4年12月2日及び3日に実施した準備書説明会は、環境影響評価条例に基づいて実施したものです。地区計画の策定時には、海岸通計画と同様に都市計画の素案説明会等(平成25年11月、最近ではA-1・2地区に関する内容として令和2年4月に実施)が行われており、その手続きの中で、街づくりの方向性、地区の概況、地区計画の変更の内容等について、横浜市、関係住民及び利害関係人により、既に検討されたものと認識しております。		

表 10.2-2(10) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解
その他(エリアマネジメント)	広場 C は、将来的にエリアマネージメント活動の場としての利用が想定されており・・・記載されおりましたが、リアマネージメントは、既存の団体の事でしょうか? 「地域の環境や価値を維持・向上させる為に行う、住民、事業者、地権者による主体的な取り組みの事」と、森実に届くエリアマネージメント団体か、確認したい。一般社団法人 横浜北リアマネージメントは、近隣エリアの住民の意見が届き難い。	「一般社会、
その他(協議対象)	広場でから、隣接する横浜市の「街区公園 北仲通北第二公園」へアプローチとの表記がありました。横浜市長からの意見の抜粋でも、「隣接する公園との接続など、周辺の開発状況を踏まえ、更なる環境配慮を検討すること」と、表記されており、説明でも、街区公園の北仲通北第二公園との関係機関と協議と、お話されていましたが、関係機関に公園愛護会や街区公園として、頻繁に利活用している近隣住民も、協議の対象としてください。	対象事業実施区域に隣接した北仲通 北第二公園との接続については、従前 の公園利用の状況を考慮し、接続する 方法等について、関係機関とも調整を 図ってまいります。

※エリアマネージメントは、「地域の美化活動」や「広場におけるイベント」等、地域の環境や価値を維持・向上させるために行う住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。

10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の準備書に対し、横浜市環境影響評価条例第 31 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの審査書の送付を令和 5 年 5 月 15 日に受けました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 10.3-1 に示すとおりです。また、審査書及び事業者の見解は、表 10.3-2 に示すとおりです。

表 10.3-1 審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和5年6月5日~7月4日
縦覧対象区	中区、西区、南区、磯子区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課
	中区役所 区政推進課 企画調整係
	西区役所 区政推進課 広報相談係
	南区役所 区政推進課 企画調整係
	磯子区役所 区政推進課 広報相談係

表 10.3-2(1) 審査書の内容及び事業者の見解

項	目	審査書の内容	事業者の見解	
業 化 計 計 でください。また、広場と北仲通北第二2 園との一体的な利用がしやすいような記えを、現在の利用状況も踏まえて検討してください。		屋上及び敷地北側の緑地は、日照等の 状況や管理手法を踏まえて計画を検討し てください。また、広場と北仲通北第二公 園との一体的な利用がしやすいような設 えを、現在の利用状況も踏まえて検討し てください。	植栽予定樹種及び緑化範囲を変更したため、施設配置図を修正しました。その際には、対象事業実施区域の日照等の状況に	
環境影響評価項目(工事中)	廃棄物・建設発生土	混合廃棄物等の排出抑制について、設定した数値目標を評価書に記載し、その達成に向けて努めてください。また、数値目標を設定できない廃棄物についても、環境の保全のための措置を徹底し、排出量の一層の抑制に努めてください。	審査書の内容を踏まえ、予測結果に産業廃棄物の排出率を追記しました。また、混合廃棄物の排出率目標は予測結果よりも高い水準に設定し、混合廃棄物の発生を抑制することを環境の保全のための措置に記載しました。プレキャストコンクリート工法等、廃棄物の発生量削減に対する環境の保全のための措置を追記しました。また、数値目標の設定が困難な事業系廃棄物(弁当容器プラ、ペットボトル等)の分別手順・ルールについても、環境の保全のための措置に追記しました。第6章p.6.3-19、p.6.3-21	
	土壌	既存資料により、土壌汚染が明らかに なっているため、施工計画に応じた詳細 な対策を、評価書に記載してください。	汚染土壌の残置範囲と計画建築物との 関係を明らかにし、想定する土壌汚染対 策の内容を記載しました。また、工事に伴 い発生する搬出土量について、算出結果 を記載しました。 第6章 p. 6.5-17~p. 6.5-19	

表 10.3-2(2) 審査書の内容及び事業者の見解

項	目	審査書の内容	事業者の見解
環境影響評価項目(工事中)	地域社会	対象事業実施区域周辺に工事車両を待機させない計画としていることから、その検証のため、事後調査の項目に、路上の待機車両の台数の調査を加えてください。	地域社会に関する工事中の事後調査 に、工事中 3 交差点の交通調査に追加し て、対象事業実施区域周辺(みなとみらい 二丁目〜横浜市役所前付近)における待 機車両の状況調査を行うことを記載しま した。 第8章 p. 8-2、p. 8-4
環境影響評価項目	騒音	予測に見込まれていた防音パネルの設置位置及び防音効果等を、予測条件として評価書に記載してください。また、地上31mにおける予測結果の根拠についても、評価書に記載してください。	屋上に設置予定の防音パネル等を予測 条件に記載しました。また、設備騒音の予 測結果に、上空 31.0m における等レベル 線図を追加するとともに、寄与騒音の内 訳を記載しました。 第6章 p. 6.6-28~p. 6.6-30、p. 6.6-32
目(供用時)	地域社会	通学路等への影響も確認していること が分かるように、歩行者交通量調査地点 の選定理由を、評価書に記載してくださ い。	調査対象とした交差点は、周辺の小学校の通学路も考慮したうえで選定したことを記載しました。 第6章 p. 6. 13-6

10.4 審査会に提出した資料

本事業に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表 10.4-1 に示すとおりです。

準備書段階における審査会では、審査会委員からの意見・質問に対して、補足資料を用いて説明・回答しました。その際に事業者が作成・使用した補足資料 1~13 を次頁以降に掲載します。

表 10.4-1 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

			□ 本事未に関する毎宜云の用惟仏沈及の帆安
年月日		手続きの 段階	審査概要
令 和 3	9月15日 計画段階 配慮書		【令和3年度第11回環境影響評価審査会】 計画段階配慮書の概要説明(事業者) 質疑応答
年	10月11日	11.思音	【令和3年度第13回環境影響評価審査会】 配慮市長意見(案)審議(事務局)
	2月28日		【令和3年度第21回環境影響評価審査会】 方法書の概要説明(事業者) 質疑応答
	3月29日		【令和3年度第23回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明(事業者) 質疑応答
	4月28日	方法書	【令和4年度第1回環境影響評価審査会】 方法書説明会の開催報告(事業者) 意見書の内容及び事業者の見解説明(事業者) 質疑応答
令	5月31日		【令和4年度第2回環境影響評価審査会】 答申案作成のための検討事項整理(事務局)
和 4	6月13日		【令和4年度第3回環境影響評価審査会】 方法書に係る答申(案)審議(事務局)
年	11月7日		【令和4年度第11回環境影響評価審査会】 準備書の概要説明(事業者) 質疑応答
	11月30日		【令和4年度第12回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明(事業者) p.10-20~10-27 1. 計画建築物の形状及びデザイン 2. 北仲ノット展望フロアからの眺望 3. 供用時における上空の騒音予測 4. 公共施設を考慮した歩行者混雑の予測及び評価 5. 既存の護岸の構造等 質疑応答
令和 5 年	1月12日	準備書	【令和4年度第13回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明(事業者) p.10-28~10-33 6. 土壌汚染の残置範囲と計画建築物の配置及び対策方針 7. 工事用車両の待機スペース 8. 工事中に発生する廃棄物のリサイクル 9. 設備の稼働による上空の騒音予測 10. 地域社会の補足説明 説明会の開催報告(事業者) 質疑応答
	3月2日		【令和4年度第16回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明(事業者) p. 10-34~10-36 11. 太陽光発電施設の概要 12. 工事用車両の待機スペース(仕上げ工事等の工事期間) 13. 工事中に発生する廃棄物削減の取り組み 質疑応答
	3月27日		【令和4年度第18回環境影響評価審査会】 答申案作成のための検討事項整理(事務局)
	4月27日		【令和5年度第1回環境影響評価審査会】 準備書にかかる答申(案)審議(事務局)

1. 計画建築物の形状及びデザイン

計画建築物の全体パース等を図1-1~3に示します。

(仮称) 北仲通北地区 B-1 地区新築工事(以下、「本事業」という。) における建築物の形状及び デザインについては、みなとみらい地区を含めた周辺とのスカイラインの連続性を形成し、遠景・中景において群造形を形成すべく、白とガラスを基調とした先進性を表現する外観としています。 白基調の色とガラスを合わせ持った外観とすることで、隣接する北仲ノット、アパホテル&リゾートとの調和を図った群造形を形成します。

タワー上方に向けてコーナーガラスの曲率を大きくして先が窄まるようなシルエットとし、曲線を描く縦マリオンがその効果を強調するファサードデザインとすることで、北仲ノットの曲線を描く特徴あるタワー頂部のデザインと呼応させることを意図しています。また、タワー頂部は水平にカットすることで、アパホテル&リゾートの端正なデザインと呼応させることを意図しています。

また、低層部にはレンガフレームを採用し、旧横浜生糸検査所(横浜第2合同庁舎)等のレンガ 張りの歴史的建造物を中心に形成する街並みに調和し、かつ地区内や周辺地区の街並みとの連続 性を高めるため、周辺建物のレンガ面の高さや、広場・公園空間の変化に合わせた形状としていま す。



図 1-1 計画建築物の全体パース



図 1-2 隣接街区タワーとの群造形



図 1-3 高層棟の形状(南立面)

2. 北仲ノット展望フロアからの眺望

北仲ノット展望フロアからの眺望について、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)で 展望フロア全体の機能は維持されると予測した補足の説明として、各方向の眺望の現況写真は図 2-1 に示すとおりです。











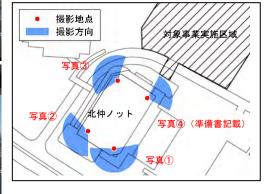


図 2-1 北仲ノット 46 階展望フロアからの現況写真

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

北仲ノット展望フロアからは、港及び内陸部のほぼ全方位眺望が可能であり、本事業の計画建築物の出現により、北側の新港ふ頭方向の眺望の一部が遮蔽されますが、横浜ベイブリッジや山下公園及び瑞穂ふ頭方向は、引き続き眺望が可能です。また、その他の方向に対しては計画建築物の影響はなく、引き続き眺望が可能となっています。

なお、準備書に記載した"展望フロア全体の機能は維持される"という予測結果は、表 2-1 に示すように変更いたします。

表 2-1 北仲ノット展望フロアからの予測結果(変更前後)

	この地上よるは、見得マニマのおこう特には引走は佐藤の言屋柱の「如か
	この地点からは、展望フロアのガラス越しに計画建築物の高層棟の上部が
	視認できると予測します。
変更前	* " · · · · · · · · · · · · · · · ·
(準備書記載内容)	計画建築物の出現により、新港ふ頭方向の眺望が遮蔽されますが、横浜ベ
(平川首記載(14)	イブリッジや山下公園及び瑞穂ふ頭方向の眺望は引き続き確保され、展望フ
	ロア全体の機能は維持されるものと予測します。
	この地点からは、展望フロアのガラス越しに計画建築物の高層棟の上部が
	視認できると予測します。
変更後	計画建築物の出現により、新港ふ頭方向の眺望が遮蔽されますが、横浜ベ
	イブリッジや山下公園及び瑞穂ふ頭方向は、引き続き眺望が可能と予測しま
	す。

また、以下のように、建築物の高さは、横浜市により「北仲通北再開発等促進地区地区計画」で規定されています。

A-1・2 地区、B-1 地区、B-2 地区にあっては高さ 150m、A-4 地区にあっては高さ 200m までの建築 物等の高さ制限が記載されています。その中で、地区内で最も建築物の高さが高い A-4 地区については、高さ 150m を超えるところで、港及び内陸部を展望できる空地を整備することが記載されています。

北仲通北再開発等促進地区地区計画書(地区の区分 抜粋) 断港二丁目 A-1・2 地区 A-3 地区 A-4 地 区 地区の区分 B 1 地区 B-2 地区 [____] B-3 地区 C 地 区 3.3.1(27) 1111111 区域の区分 区域イ

10 - 22

北仲通北再開発等促進地区地区計画書(建築物の高さの最高限度 抜粋)

地区	A-1・2地区	A-3地区	A-4地区
建築物の高さの最高限度	だし、次に掲げる条件すべてに該当する場合	は <u>31m</u> を超え てはならな	1 次号に該当しない建築物の高さは 31mを超えてはならない。 2 次に掲げる条件すべてに該当する場合にあたっては、200m以下とすることができる。(1)建築物の建蔽率が 10 分の8以下であること。(2)建築物の高さが31mを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、栄本町線の道路境界線までは 15m以上、区画道路の道路境界線までは 10m以上であること。(3)開港以来の歴史の継承を図るため、歴史的な景観の保全を行うものであること。(4)港及び内陸部を望むため、建築物で高さが150mを超える部分を有するものにあっては、その部分に日常一般に開放された、880m²以上の面積を有する空地(非青空)を整備したものであること。

北仲通北再開発等促進地区地区計画書(建築物の高さの最高限度 抜粋)

地区	B-1地区	B-2地区	B-3地区	C地区
	1 次号に該当しない	1 次号に該当しない	1 次号に該当しない建築物の高さは 31m	建築物の
	建築物の高さは 31mを	建築物の高さは 31mを	を超えてはならない。	高さは
	超えてはならない。	超えてはならない。	2 次に掲げる条件に該当する場合にあた	<u>100m</u> を
	2 次に掲げる条件す	2 次に掲げる条件す	っては、 <u>45m以下</u> とすることができる。	超えては
	べてに該当する場合に	べてに該当する場合に	(1)敷地内に、次のいずれかに該当する日常	ならな
	あたっては、 <u>150m以下</u>	あたっては、 <u>150m以下</u>	一般に開放された空地 (当該空地の直上に建	V ,°
	とすることができる。	とすることができる。	築物又は建築物の部分(ひさしその他これに	
			類するもののみの部分を除く。) がないもの	
建		分の8以下であること。	に限る。以下同じ。)を有し、当該空地の水	
築	と。	(2)建築物の高さが 31m	平投影面積を合計した面積(自動車の通行の	
物	(2)建築物の高さが 31	を超える部分の外壁又	用に供する部分又は自動車若しくは自転車	
0			の駐車のための施設の部分を有する場合に	
高			あたっては、当該部分の面積を除く。)の敷	
さ			地面積に対する割合が、10分の1以上である	
の	境界線までの水平距離	2 · · · · · · - ·	こと。	
最			ア 道路に接し、かつ、当該道路に沿って連	
高	と。		続して設けられる幅員 1.5m以上4m以下の	
限	=		歩行者の通行の用に供する空地で、当該道路	
度		10	の歩道の部分との段差がないもの	
	· ·	線) までの水平距離が 20		
	面から埋立法線(海陸境		分の1以上接して設けられる空地 (当該道路	
			の歩道の部分との高低差が 1.5m以内のもの	
	20m以上であること。		に限る。)で、一箇所で 50m²以上の水平投影	
		景観の保全を行うもの		
	承を図るため、歴史的な	であること。	(2) 開港以来の歴史の継承を図るため、歴史	
	景観の保全を行うもの		的な景観の保全を行うものであること。	
	であること。			

※ 北仲通北再開発等促進地区地区計画書の詳細は、準備書資料編(p. 資料 1-1~p. 資料 1-14)参照

3. 供用時における上空の騒音予測

供用時の設備騒音について、地上 31mでの騒音がなぜ東側で大きくなるのかというご質問を受け、地上約 31mの騒音コンターを図 3-1 に示します。

高さ約31mの低層棟(事務所)の屋上に配置された設備機器、及び低層棟(店舗)の設備機器(準備書P6.6-28及びP6.6-29)により、地上付近より上空の騒音レベルが高くなります。屋上の設備機器に対して、地上付近では建物で遮蔽されることにより騒音レベルが減衰し、北側敷地の境界付近が最大となりましたが、地上約31mの騒音レベルは、敷地境界との距離が近く、騒音の影響を受けやすい東側が最大になると予測しています。

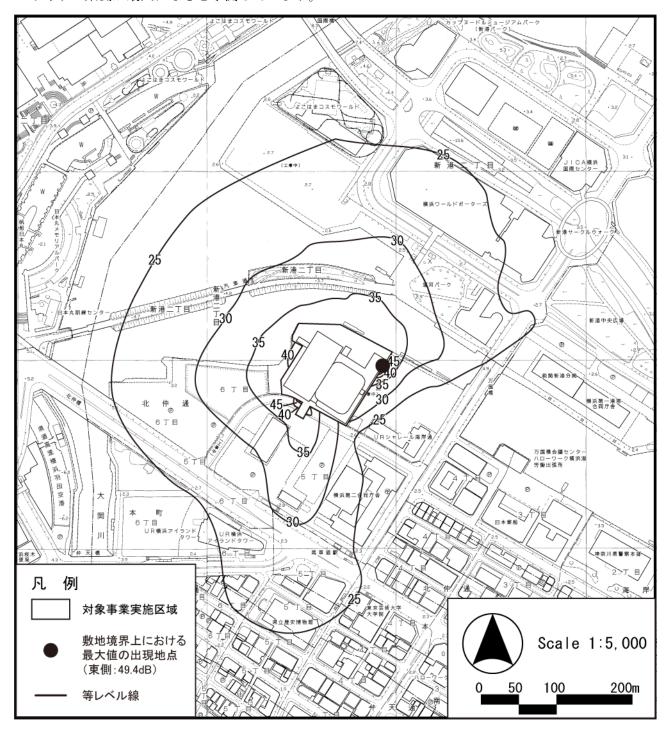


図 3-1 建物の供用(設備機器の稼働)に伴う騒音レベル(地上約 31.0m)

4. 公共施設を考慮した歩行者混雑の予測及び評価

本事業の建物の供用に伴い増加する人口による、公共機関等への負荷について検討を行っているかとのご指摘を受け、準備書に反映している検討内容、及び評価の指標として用いた歩行者サービス水準について説明いたします。

(1) 歩行者サービス水準

歩行者サービス水準は、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」(国土交通省、平成 26 年 6 月)に記載されている、施設需要が歩道に与える影響を分析する指標であり、表 4-1 に示すとおり、歩行者交通量と歩道幅員より求めた単位断面当たりの歩行者流量から歩行状態を評価します。 準備書では最も歩行者交通量が多くなる 15 分を対象に、以下の式により歩行者流量を算出しています。

ピーク時の 15 分間歩行者交通量(人)÷15 分÷有効歩道幅員(m)

=単位断面当たりの歩行者流量(人/m·分)

また、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」では、「大規模開発地区は、都市内における交通施設整備の良好な事例となることが相応しいため、高水準のサービスを行うよう充分な幅員とすること。歩行者流量によるサービス水準は水準 A を目指すこと。」とされています。

歩行者 サービス水準	歩行状態	歩行者流量 (人/m・分)
A	自由歩行	~27
В	やや制限	27~51
С	やや困難	51~71
D	困難	71~87
Е	ほとんど不可能	87~100

表 4-1 歩行者サービス水準

(2) 公共機関等への負荷についての検討

公共機関等への負荷については、計画段階配慮書時の「令和3年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会」での審議において、鉄道駅への負荷についてのご意見があったことから、計画建築物への来訪者や居住者が主に利用すると考えられる馬車道駅2a出口について、歩行者交通量の現況調査及び供用時の歩行者サービス水準での評価を行っております。

図 4-1 に示すとおり、馬車道駅 2a 出口(地点⑩) は、上下のエスカレーター及び階段の構造となっています。歩行者交通量は表 4-2 に示すとおり、現況ではピーク時の 15 分間で平日 124 人、休日 155 人となっており、供用時は、本事業と周辺開発 (A-1・2 地区)の供用時の歩行者を含めて、ピーク時の 15 分間で平日 224 人、休日 246 人と予測しました(詳細は、準備書資料編 p. 資料 3.9-267)。

供用時の歩行者流量は平日が 4.1 人/m・分、休日が 4.6 人/m・分となることから、いずれも自由歩行が可能とされる歩行者サービス水準 A が確保されるため、馬車道駅 2a 出口については供用時も円滑な通行が確保されると考えます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

図 4-1 馬車道駅 2a 出口調査地点

表 4-2 地点⑪における供用時歩行者交通量及び歩行者サービス水準

	有効	لى ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	歩行者流量	歩行者				
時期	幅員 (m)	ピーク時間帯	現況 歩行者	A-1・2 地区歩行者	本事業に よる歩行者	供用時 歩行者	少们有机里 (人/m·分)	サービス 水準
	1	ı	2	3	4	5=2+3+4	6=5/15/1	
平日	3. 6*1	18:30~18:45	124	57	43	224	4. 1	A
休日	3.6**	16:15~16:30	155	61	30	246	4. 6	A

^{※1} 有効幅員は、出口の階段とエスカレーター幅から 0.5m を引いた値を用いました。

5. 既存の護岸の構造等

対象事業実施区域及びその周辺にある既存の護岸について、護岸の構造について既存資料を調査しました。

現状の護岸は、明治期の埋め立て事業で築造されたものを、北仲通北地区の再開発事業に伴い、解体した上で構築されたものです。その際に、護岸直下にある沖積砂質土層(As)が液状化する可能性がある範囲においては、セメント系硬化剤により地盤改良が行われています。対象事業実施区域周辺の護岸の状況は写真 5-1 に、液状化対策部の護岸(平成 25 年竣工)断面については、図 5-1 に示すとおりです。



写真 5-1 対象事業実施区域及びその周辺の護岸の状況

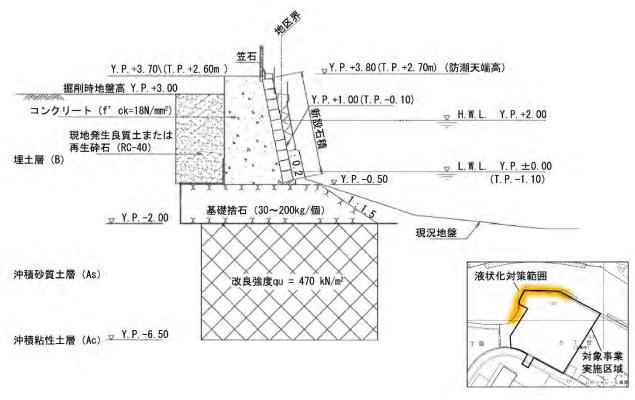


図 5-1 護岸の状況 (液状化対策部断面)

6. 土壌汚染の残置範囲と計画建築物の配置及び対策方針

過去に実施された対策工事報告書(以下、「既存報告書」)に記載されている汚染土壌の残置区画 と、今回建設する施設の配置計画を重ねたものは図 6-1 に示すとおりです。

図 6-1 に記載した汚染土壌の残置位置については、既存報告書に記載された位置図に基づくも ので、今回、改めて測量を行っているものではありませんが、重ね図では、汚染土壌の残置区画の 一部が、低層棟(店舗)の北端、低層棟(事務所)の北端、及び西側の外階段に重なると考えられ ます。計画建築物と重なる区画については、建築工事に伴って掘削を行う計画であり、区画の全体 を掘削すると仮定すると、表 6-1 に示すような掘削深さ及び土壌量になるものと想定しています。 また、計画建築物と重ならない区画については、図6-2に示すように、現状地盤に対して高さ約 0~1m(大部分の範囲は、高さ0.5~1m)の客土を行い汚染土壌を保存する想定です。しかし、高木 植栽の植穴部分や、プロムナードに近い区域など、舗装や植栽など外構工事に伴い汚染土壌の除去 が発生する可能性があることから、舗装及び低木植栽(地被を含む)の区画は現況地盤から深度 0.5m、高木の植栽予定区画は深度 1.5m を掘削すると想定して、発生すると想定される土壌量を算 出しました。発生する土壌量は表 6-2 に示すとおりです。したがって、建築物の工事によって発生 する土壌量は約 1,440m3、及び外構工事によって約 669m3 となり、合計約 2,109m3 になると予測しま す。なお、対策工事の実施にあたっては、対策の範囲や深さ及び具体的な対策内容等、土壌汚染対 策法に基づき、関係機関と協議を行いながら実施していきます。

区画	区画面積	土壌汚染の	土壌汚染の	計画建築物の	発生する土壌量
番号	(m^2)	深度 ^{注1} (GL -m)	内容注2	掘削深度(GL -m)	(m^3)
A1-9	75	表層~1.0	鉛・溶	2.4	約 180
AI J	10	表層~7.0	砒・溶	2. 4	WA 100
A2-5	100	表層	鉛・含	2.0	約 200
B1-7	100	表層~1.0	鉛・含	2.4	約 240
C1-7	100	表層~4.0	鉛・含	2.4	約 240
C1-8	100	表層~7.0	砒・溶	2.4	約 240
D1-6	100	表層~7.0	砒・溶	1.7	約 170
D1-8	100	表層~7.0	砒・溶	1.7	約 170
合 計	_	_	_	_	約 1,440

表 6-1 建築工事に伴い掘削除去が生じる区画の想定土壌量

注2) 土壌汚染の内容は、鉛及びその化合物、又は砒素及びその化合物について、含有又は溶出の区別を示す。

		表	6-2 外構工事に。	よる想定土壌量	Ē
区画 番号	外構工事 の内容	区画 面積 (m²)	土壌汚染の 深度 ^{注1} (GL -m)	土壌汚染の 内容 ^{注 2}	外深

区画 番号	外構工事 の内容	区画 面積 (m²)	土壌汚染の 深度 ^{注1} (GL -m)	土壌汚染の 内容 ^{注 2}	外構工事の掘削 深度 ^{注3} (GL -m)	発生する最大 土壌量 ^{注 4} (m³)
A1-8	舗装・低木等	29	表層	鉛・溶	0~0.5	約 15
A2-1	舗装・低木等	58	表層	鉛・含	0 ∼ 0.5	約 29
B1-4	舗装・低木等	25	表層~4.0	鉛・含	0 ∼ 0.5	約 13
B1-5	舗装・低木等	73	表層~4.0	鉛・含	0 ∼ 0.5	約 37
B1-6	高木植栽	100	表層~4.0	鉛・含	0~1.5	約 150
C1-3	舗装・低木等	50	表層~7.0	砒・溶	0 ∼ 0.5	約 25
C1-4	高木植栽	100	表層~4.0	鉛・含	0~1.5	約 150
C1-5	舗装・低木等	100	表層~0.5	鉛・含	0 ∼ 0.5	約 50
C1-6	舗装・低木等	100	表層~7.0 表層~3.0	砒・溶 鉛・含	0~0.5	約 50
C1-9	高木植栽	100	表層~7.0 表層~4.0	砒・溶 鉛・含	0~1.5	約 150
合 計	_	_	_	-	_	約 669

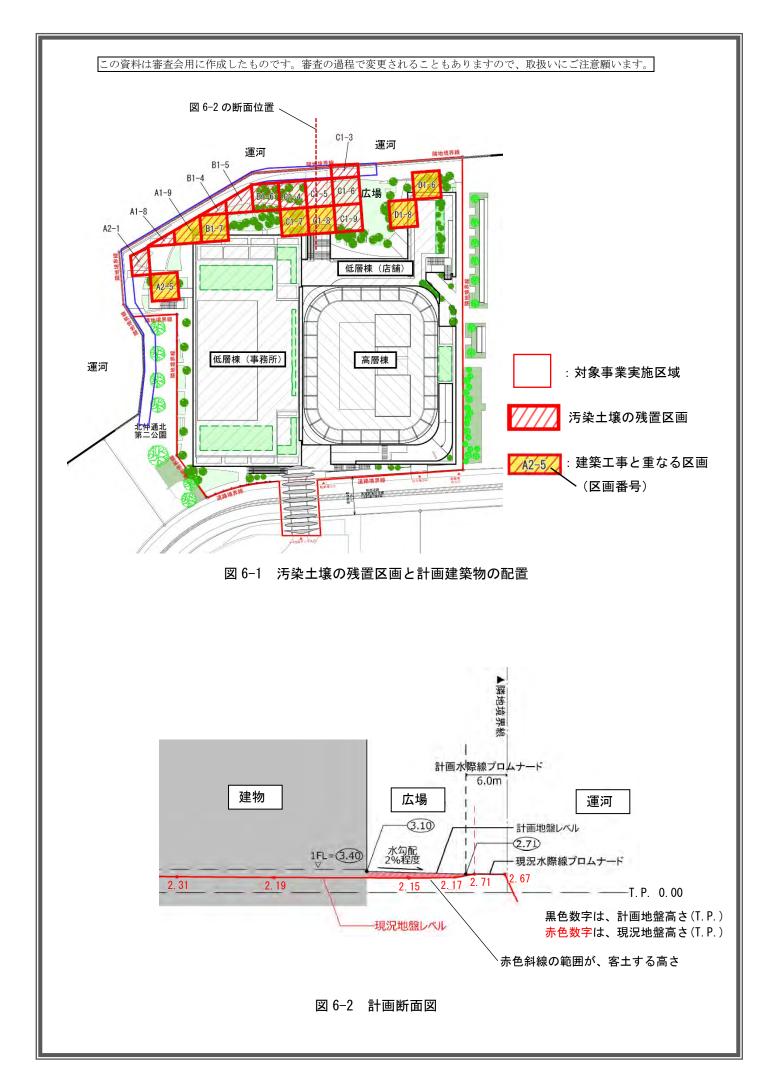
既存報告書で基準超過が確認されている範囲 注1)

既存報告書で基準超過が確認されている範囲

土壌汚染の内容は、鉛及びその化合物、又は砒素及びその化合物について、含有又は溶出の区別を示す。 注2)

注3) 十分な覆土厚があり、現状地盤まで掘削する必要がない場合を"0"とした時の掘削深度の範囲

客土による覆土厚にかかわらず、現状の地盤から最大の掘削深度とした場合の土壌量 注4)



7. 工事用車両の待機スペース

方法市長意見書でもご指摘いただきました、工事用車両の路上待機防止のため、対象事業実施区域内に、図 7-1 に示すような工事用車両の待機スペースを設ける計画です。なお、待機車両のスペースは、工事の施工段階に応じて適切に配置していきます。

【地下部の工事中】

(工事開始後6~15か月目)



【地上部の工事中】

(工事開始後 26~34 か月目)



図 7-1 工事用車両の待機スペース

8. 工事中に発生する廃棄物のリサイクル

令和4年度 第11回横浜市環境影響評価審査会でご指摘いただいた再資源化率の考え方について、まず、工事中のペットボトルの再資源化率を52.8%としていたのは、平成20年の既存調査報告書「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の先進的な取組に関する調査報告」(八都県市廃棄物問題検討委員会、平成20年2月)に基づくものです。予測に用いることができる統計資料が少なく、今回は、最大量を予測する趣旨で、この資料を根拠として予測しましたが、近年の工事現場では、飲料水の配送業者等により原則として全量が回収されているため、平成20年の既存調査報告書より高い再資源化率になっているものと考えられます。また、作業員が建設作業以外で廃棄する金属類やガラス類についても、分別回収が徹底されており、工事に伴う金属類やガラス類と同様に、高い再資源化率になるものと考えられます。

また、建築工事に伴い発生する産業廃棄物の発生量及び最終処分量は表 8-1 に示すとおり、最終処分量は、混合廃棄物が最も多くなると予測しています。「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月 国土交通省)によると、建設混合廃棄物は、リサイクル率が他の廃棄物と比べ低いという課題があります。そのため、建設混合廃棄物の発生量を削減することが、最終処分量の削減に繋がるため、建設混合廃棄物の排出率を低減させることを工事中の目標として新たに設定します。

表 8-1 に示す産業廃棄物の排出率は、準備書に記載した建物用途別、品目別発生量から求めた産業廃棄物の排出率であり、建設混合廃棄物は全廃棄物量の約 22.7%となっています。

本事業では特定建設資機材廃棄物をはじめ、工事で生じる廃棄物の最終処分量を削減するため、 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に努めるとともに、分別排出を徹底することにより建設混合廃棄物排出率*を低減させることを目標として取り組み、その実施状況は工事中の事後調査項目としております。

なお、予測結果では、建設混合廃棄物の発生割合を約22.7%としていることから、工事中の目標値は予測値の22.7%以下とし、建設混合廃棄物の削減に努めることで、産業廃棄物全体の最終処分量の削減に繋がると考えています。

	衣 0-1 計画建業物の建設により光工する産業廃業物光工重及の取称処力重の予測										
区分	用途	コンクリートがら	アスコン がら	ガラス 陶磁器	廃プラ スチック	金属くず	木くず	紙 くず	石膏 ボード	その他	混合 廃棄物
	住宅	602.4	87. 3	69.8	165. 9	174. 6	392.9	148. 4	209. 5	244. 4	619.8
発生量	店舗	37.8	16. 7	11.8	6. 2	8. 7	9.3	3. 7	8. 7	18.0	58.3
(トン)	事務所	153. 9	45. 5	29.8	23. 6	28. 3	31.4	12.6	28. 3	64. 4	94. 2
	合計 ①	794. 1	149.5	111.4	195. 7	211.6	433.6	164. 7	246. 5	326.8	772.3
			3, 406. 2								
排出	率 (%) **1	23.3	4. 4	3. 3	5. 7	6. 2	12.7	4.8	7. 2	9.6	22. 7
再資源但	比率 (%) ②	100.0	100.0	87. 2	82. 6	97. 9	98.8	97.6	79. 4	95. 5	87.4
最終	A =1 @ W2	0.0	0.0	14. 3	34. 1	4. 4	5. 2	4.0	50.8	14. 7	97. 3
処分量 合計 ③ ^{※2} (トン)	合計 (3)**2					224	1.8				

表 8-1 計画建築物の建設により発生する産業廃棄物発生量及び最終処分量の予測

^{※1} 排出率=品目別発生量①/合計①×100

[※]2 ③=①− (①×②/100)

[※]建設混合廃棄物排出率(%)=建設混合廃棄物排出量(t)/全建設廃棄物排出量(t)

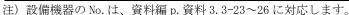
9. 設備の稼働による上空の騒音予測

前回の審査会(令和4年度 第12回横浜市環境影響評価審査会)に提示した「補足資料3 供用時における上空の騒音予測」において、東側敷地境界付近が最大となる予測結果であったことについて、保全対象のアパホテル(東側)及び横浜北仲ノット(南側)を含む敷地境界付近各方向における設備機器毎の寄与騒音レベルは表9-1 に、対象事業実施区域の敷地境界付近の等レベル線図は図9-1に示すとおりです。なお、上空に保全対象のない西側及び北側についても、敷地境界付近の騒音レベルを見直したところ、最大値は西側48.4 デシベル、北側47.6 デシベルであり、45 デシベルまでの等レベル線が出現するため、前回の審査会の補足資料3の図3-1を一部修正しております。

東側への騒音影響については、低層棟(店舗)に設置されている機器による寄与が大きいのに対して、南側、西側及び北側への影響は、低層棟(事務所)に設置されている機器による影響が大きくなっています。なお、低層棟(事務所)の屋上設備置場については、防音パネル等を設置する予定であり、敷地境界までの距離が近い西側では、防音パネル等の効果が大きいものと考えられます。

		騒音レベル	設置			寄与騒音レベル(dB)				
No.	設備機器	(機側 1m) (dB/台)	台数 (台)	高さ (m)	東側	西側	南側	北側		
1~92	室外機	58.0~65.0	92	31. 5	34.0	46. 3	43.7	38. 6		
93~96	厨房用排気ファン	66.0~77.1	4	31.5	28.8	43.6	45.8	36. 4		
97~98	受水槽付ポンプ	54. 4~57. 4	2	31.5	5. 1	22. 1	20.9	15. 9		
99~106	排風機・送風機	55.6~67.7	8	31.5	16.8	35. 1	34. 1	29. 5		
107~111	室外機	58.0~64.0	5	20.9	15.9	18. 9	37.5	19. 2		
112~115	室外機	58.0~64.0	4	13. 4	37.0	18. 2	14.8	43. 7		
116~124	室外機	51.5~53.0	9	7.4	40.2	6. 1	5.8	17. 5		
125	厨房用排気ファン	67. 9	1	13.4	48.3	8.5	7.9	43. 4		
	合成値(最大	値出現地点)			49. 4	48. 4	48.4	47. 6		

表 9-1 音源別寄与騒音レベル(地上 31m)



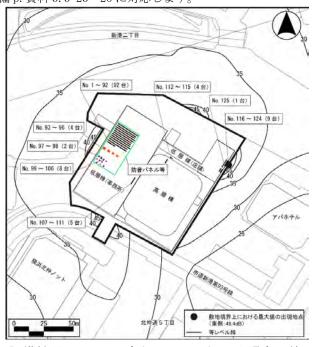


図 9-1 設備機器の配置及び地上 31m における騒音の等レベル線

10. 地域社会の補足説明

前回の審査会(令和4年度 第12回横浜市環境影響評価審査会)に提示した「補足資料4 公共施設を考慮した歩行者混雑の予測及び評価」について、横浜市環境影響評価技術指針では、対象事業の実施による周辺施設への影響を評価する項目として「地域社会」があり、その予測及び評価は、「地域分断」「交通混雑」「歩行者の安全」について行うとされています。本事業では、地域分断に影響する行為・要因がないため、事業実施に伴う自動車と歩行者の増加による交通混雑、及び歩行者の安全による影響を調査・予測・評価しています。

このうち、令和4年度 第11回及び第12回横浜市環境影響評価審査会でご説明した、建物の供用に伴う歩行者混雑については、対象事業実施区域が鉄道駅の至近であることや、配慮書段階での審査会意見を踏まえ、鉄道駅からの歩行者等の主要なルートと想定される歩道等の13地点(図10-1参照)を調査、予測及び評価しています。これは、桜木町駅や馬車道駅に向かう通行ルート上の歩行者や、各駅から周辺施設に向かう歩行者の安全な通行が、供用後も確保されるかどうかを確認する地点であり、対象事業実施区域周辺にある、小学校の通学路上の地点も含まれています。

この13 地点について、建物の供用時におけるピーク時の歩行者交通量を予測し、サービス水準に照らして確認したところ、全ての地点において、サービス水準A(自由歩行ができる水準)が確保されており、馬車道駅、桜木町駅へ向かう通行ルート、小学校への通学は阻害されることはありません。そのため、環境保全目標「歩行者の安全で円滑な通行が確保され、利便性の向上に寄与すること」は達成されるものと考えています。

また、北仲通北地区においては、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」を定める際に、各地区に計画される建物の用途・容積をもとに、歩道やデッキ、プロムナード等の幅員が検討され、必要な幅員が地区計画に位置付けられています。本事業の実施により、周辺地区との歩行者ネットワークが構築され、利便性も向上すると考えています。なお、周辺の教育機関や病院等の利用者が増えるのではないかとのご指摘について、学校など公共施設の整備計画には、今回の計画地を含む北仲通北地区の再開発に伴う計画人口は考慮されておりますが、今後、開発にかかる横浜市の関係各課との協議の中で、小中学校の受け入れ状況は、改めて確認していくとともに、その他の地域事情の要請について、できる限り対応していきたいと考えております。

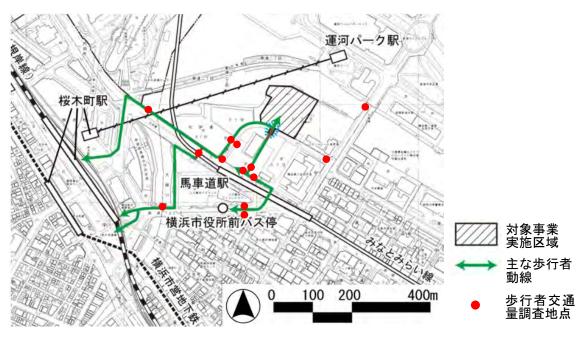


図 10-1 主な歩行者ルートと歩行者交通量の調査地点

11. 太陽光発電施設の概要

令和 4 年度第 11 回環境影響評価審査会でご質問をいただいた、温室効果ガスを削減するための環境配慮として、以下のような、太陽光発電施設を設置することを検討しています。太陽光発電施設を設置する場所は、図 11-1 に示すように、低層棟(店舗)の屋上を想定しており、太陽光発電施設(太陽光パネルの合計最大出力は約 10kW)からの年間発電量は表 11-1 に示すように、最大で約 1 万 1 千 kWh/年になると予測しています。これにより削減される CO_2 排出量は、準備書に記載した電力量あたりの CO_2 排出量(「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR2 年度実績一」(環境省・経済産業省、令和 4 年 2 月)、 $0.441t-CO_2$ /千 kWh)として年間約 5.0tとなり、これは住宅(共用部)の電力由来の CO_2 排出量 669.3t/年(ZEH 採用の場合)の約 0.75%に相当します。なお、発電量の予測には、計画建築物及び周辺建築物による日影の影響を考慮していないため、発電施設には全く直射日光が当たらないとした場合、表 11-1 に示す日射量をもとに予測した発電量の $20\sim40$ %程度(晴天に対する曇りの時の発電量)に減少すると考えられます。

	1月	2月	3 月	4月	5月	6月			
発電量 (kWh) **1	777	821	967	1, 124	1, 216	1,031			
日数	31 日	28 日	31 日	30 日	31 日	30 日			
1日平均日射量 (kW/m²) **2	2.84	3. 33	3. 57	4. 37	4. 64	4. 11			
	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	合計		
発電量 (kWh) ^{※1}	1, 141	1, 228	859	779	676	690	11, 309		
日数	31 日	31 日	30 日	31 日	30 日	31 日	365 日		
1日平均日射量 (kW/m²) **2	4.46	4.83	3. 45	2. 97	2.62	2. 55	_		

表 11-1 発電量の月別予測

※1: パネル1枚の最大出力は375Wであり、27枚設置(最大約10kW)とした場合のメーカーによる推計値。

※2:日射量は、「NEDO 日射量データベース」の"横浜(神奈川県)"による。

太陽光発電施設 設置想定範囲(約7m×約7.5m)



図 11-1 太陽光パネルの設置想定範囲

12. 工事用車両の待機スペース(仕上げ工事等の工事期間)

前回の令和4年度第13回環境影響評価審査会では、工事用車両台数が最大となる地下部の工事中(工事開始後6~15か月目)及び地上部の工事中(工事開始後26~34か月目)における車両待機スペースの資料を作成しました。さらに工事が進み、最も作業スペースが狭くなった時期における車両待機スペースについては、工事開始後35か月目以降の内外装仕上げ工事、外構工事、及び屋上工事の時期が該当し、車両待機スペースは図12-1に示すような配置を想定しています。計画建築物の高層棟1階は、供用時には駐車場等となり、また高層棟1階の南側には車寄せが設置される計画となっていることから、待機車両については、工事の進捗に合わせ、供用時の駐車場及び車両動線のスペースを待機スペースとして用いることが可能と考えています。

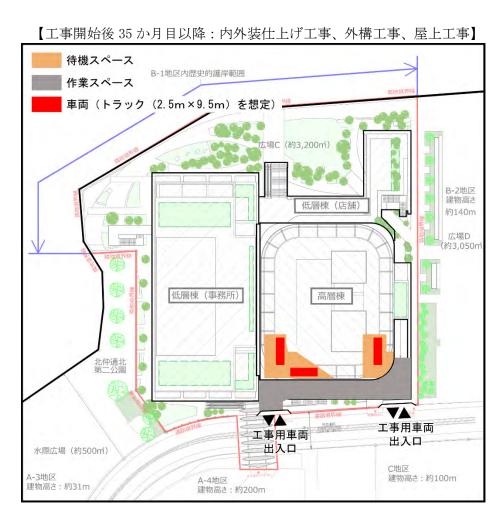


図 12-1 工事用車両の待機スペース

13. 工事中に発生する廃棄物削減の取り組み

前回の令和 4 年度第 13 回環境影響評価審査会における「8. 工事中に発生する廃棄物のリサイクル」として説明した内容のうち、建設混合廃棄物の排出率の目標についての補足説明は以下のとおりです。

「平成30年建設副産物実態調査結果」(令和2年1月 国土交通省)によると、建設副産物のうち建設混合廃棄物の排出率は3.1%、またこれを受けた「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月 国土交通省)における達成基準値(目標値)は3.0%以下となっています。一方、新築工事における品目別の発生原単位から求めた本事業における予測値は22.7%と、国が示す達成基準値(目標値)との差が大きくなっています(前回審査会資料の表8-1参照)。

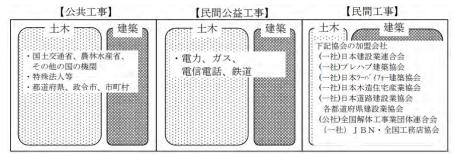
「平成30年度建設副産物実態調査実施概要」(令和2年1月24日 国土交通省報道発表)で調査対象とされているのは、公共工事(土木・建築)、民間公益工事(土木・建築)、特定の業界団体に加盟している会社による民間工事(土木・建築)となっており、その内訳の詳細は明記されていませんが、図13-1に示すように公共工事及び、民間公益工事は土木工事の割合が多く、民間工事は建築工事が多くなっているのが特徴です。

本事業の設計会社においては、建設混合廃棄物の排出率の目標値を、国土交通省の目標より高い水準の 2.0%以下と設定しています。これは各事業所の実績値をもとに検討されたもので、土木工事と建築工事では建設混合廃棄物の排出率が大きく異なるため、土木作業所では目標 1.6%以下、建築作業所では 17.0%以下とし、全体で 2.0%以下とすることを目標としています。

建設混合廃棄物は、リサイクル率が他の廃棄物と比べ低いという課題があります。建設混合廃棄物の発生量を削減することが、最終処分量の削減に繋がるため、本事業では、準備書に記載した建設混合廃棄物の排出率の予測値 22.7%よりさらに高い 17.0%以下を目標とし、建設混合廃棄物の削減に努めることで、産業廃棄物全体の最終処分量の削減に繋げます。

なお、本事業では、ペットボトルやプラスチック製容器包装等、事業系の廃棄物については、個別の目標を設定しませんが、分別の徹底や廃棄の手順について従業員の教育等を行い、排出量抑制に繋げます。

また、本事業では、廃棄物の発生量を削減する環境の保全のための措置として、準備書に記載した分別を徹底する等の他に、高層棟躯体部の工事においては、プレキャストコンクリート工法(PCa) **、一部の仕上げ材及び下地材のプレカットを行うことで、廃棄物となるものを現場に持ち込まない対策を講じる考えであり、産業廃棄物については、環境の保全のための措置の実施状況及びリサイクルの状況について、事後調査を行い報告をします。



出典:「平成30年度 建設副産物実態調査実施概要」(令和2年1月24日 国土交通省報道発表)

図 13-1 建設副産物実態調査の調査対象

※プレキャストコンクリート工法は、工場でコンクリート部品を作り、現場へ運んで組み立てるという工法で、型枠を必要としないことから、工期の短縮や産業廃棄物の削減に有効である。